

平成30年9月市議会 総務委員会資料

第94号議案 長崎市証紙条例を廃止する条例

目次

- 1 条例の概要…………… P 1～P 2
- 2 証紙により収入している手数料…………… P 2
- 3 手数料収入における証紙収入の割合…………… P 3
- 4 中核市の状況…………… P 3

【参考】

- 長崎市証紙条例…………… P 4

出 納 室

平成30年9月

1 条例の概要

(1) 証紙とは

長崎市手数料条例に規定する手数料を長崎市に納付したことを証明する紙片であり、申請書等に貼付するものである。



(2) 提案理由

本市では、昭和39年に長崎市証紙条例を定め、長崎市手数料条例に規定する手数料について、原則、証紙による収入を行うこととなっている。

申請者（業者・市民等）においては、

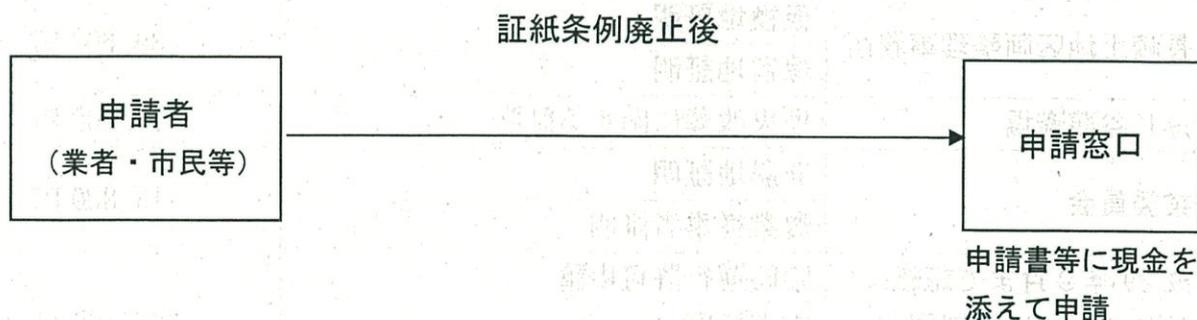
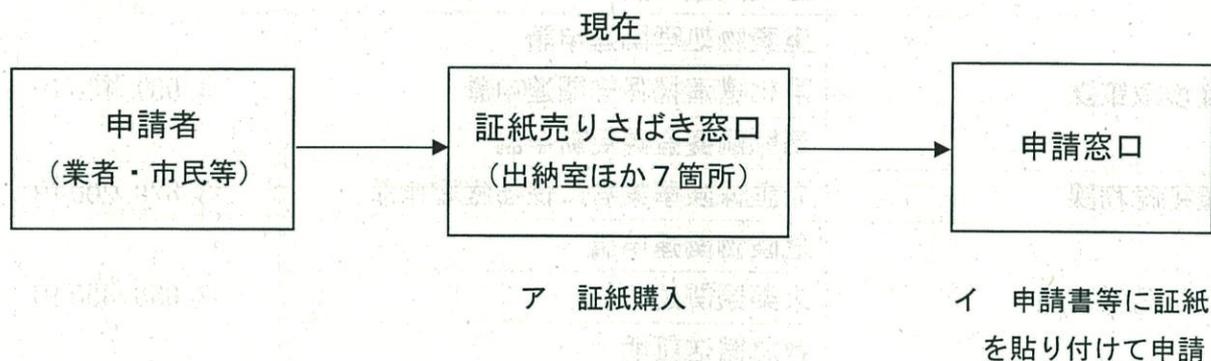
ア 証紙売りさばき窓口まで出向き、証紙を購入する

イ 申請書等に証紙を貼り付けて申請する

という手続きを行っており、証紙による手数料の収入は、手間と時間をかけている。

また、証紙売りさばき窓口においては、証紙売りさばき事務及び証紙保管事務が生じている。そのため、現在、長崎市証紙条例第2条ただし書の規定により、証紙による収入の方法ではなく、現金による収入の方法を取る部課等が大勢を占めている。

このようなことから、すべての手数料について証紙による収入の方法を取り止め、現金による収入の方法にしたいため、長崎市証紙条例を廃止しようとするものである。



(3) 廃止する条例

長崎市証紙条例（昭和39年長崎市条例第7号）

(4) 廃止条例の施行期日

平成31年4月1日

(5) 売りさばき済証紙の取り扱い

ア 売りさばき済証紙は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に限り、従前のおり使用することができることとする。

イ 売りさばき済証紙は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間に限り、市長に返還し、還付金の支払を受けることができる。

ウ 売りさばき人に指定されている者は、買い受けた証紙を平成31年4月1日以後遅滞なく市長に返還しなければならないこととする。この場合において、市長は、還付金を支払うものとする。

2 証紙により収入している手数料

証紙売りさばき窓口	主な手数料	平成29年度 決算見込額
長崎市食品衛生協会 (売りさばき人)	食品関連営業申請	23,320,000円
	薬事関連申請	
	医療関連申請	
環境政策課	廃棄物処理関連申請	4,937,100円
	浄化槽清掃保守関連申請	
	鳥獣飼養登録更新申請	
福祉総務課	介護保険事業者に係る指定申請	3,829,200円
消防局総務課	危険物関連申請	2,655,450円
	火薬類関連申請	
	救急搬送証明	
出納室	境界確認書交付（市道等）	558,200円
	車庫証明（市有地）	
東長崎土地区画整理事務所	仮換地証明	39,600円
	保留地証明	
もみじ谷葬斎場	埋火改葬に関する証明	18,000円
農業委員会	非農地証明	13,800円
	農業従事者証明	
平成29年9月まで証紙により収入していた部課等 (都市計画課ほか4箇所)	臨時運行許可申請	365,100円
	市道証明	
	境界確認書交付（市道等）	
合 計		35,736,450円

3 手数料収入における証紙収入の割合

平成 29 年度手数料収入決算見込額(1)	672,460,431 円
平成 29 年度証紙収入決算見込額(2)	35,736,450 円
証紙収入の割合 (2)÷(1)	5.3%

4 中核市の状況

(平成 30 年 8 月 30 日現在)

証紙による収入を 行っている市	15 市	27.8%
証紙による収入を 行っていない市	39 市	72.2%

【参考】長崎市証紙条例（昭和39年長崎市条例第7号）

（趣旨）

第1条 この条例は、証紙による収入の方法等について必要な事項を定めるものとする。

（証紙により徴収する歳入）

第2条 長崎市手数料条例（平成12年長崎市条例第6号）第2条に規定する手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、市長が指定する部課等において徴収する手数料については、この限りでない。

（証紙の種類及び様式）

第3条 証紙の種類及び様式は、市長が定める。

（領収証書の不発行）

第4条 第2条の規定により歳入を徴収したときは、領収証書は発行しない。

（証紙の売りさばき）

第5条 証紙は、市において売りさばくほか必要により市長の指定する者に売りさばかせることができる。

2 前項の指定を受けた者（以下「売りさばき人」という。）は、証紙を、市長の定めるところによつて買い受けるものとする。

3 市長は、第1項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。指定を取り消したときも、同様とする。

（証紙の無効）

第6条 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。

（証紙の返還等）

第7条 売りさばいた証紙（売りさばき人に売り渡したものを含む。）は、返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することができない。ただし、証紙の種類及び様式を変更し、若しくは廃止したとき、又は売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。